



## 憲 法

週刊誌 A は、「ワーキング・プアの現状」というテーマでとくに若者に対するインタビューに基づく実例を取り上げながら、その現状を紹介した上でいくつかの問題提起をする記事を掲載した。

B (34 歳) は、現在部屋代が払えずネットカフェで寝泊りをする、いわゆる「ネットカフェ難民」の状態であるが、この週刊誌 A の記者からのインタビューに応じて自分の窮状を訴え、それがもとになって週刊誌には C という仮名でその状況を紹介する記事が掲載された。ただし、そこでは、B がもともと正規の就職を嫌ってフリーターとして勤めることを望み、その後も自分の意思でさまざまな職を転々としていたため、それがもとで現在の窮状を招くことになったかのような記事となっていた。しかし、はじめから正規の安定した職を求め続けてきた B にとってはそれは全く事実と反するものであった。また、その記事は仮名を使用していたとはいえ、B の卒業した高等学校及び大学の学部の実名とその卒業年次が記載されていた。その上、B の承諾を得ずにネットカフェに出入りする B の後姿の写真が掲載されていた。そのため、B の友人、親戚などに B の状況が知られる可能性が生じることになった。

B は、週刊誌 A のテーマや記事の内容全体については必ずしも不満があるわけではないが、自分についての誤った記述により B が周囲の者に誤解を受けるのは堪えられないとして、週刊誌 A に対して間違った記載部分についての訂正記事の掲載を求めたいと思い、そのことをネットカフェ難民の支援活動をしている弁護士 D に相談した。その結果、B は、週刊誌 A に対して訂正記事の掲載を求める訴えを提起した。

### 小問 1

この事例の中に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。(配点:15点)

### 小問 2

このような事例において、かりに一定の要件の下で週刊誌等に対して訂正記事の掲載を義務づける法律が制定されたとした場合、そこに含まれる憲法上の問題点について論じなさい。(配点:10点)



## 民法

Aは、高利の貸付けにより利益を得ることを企図して、自己の支配下にあるSに指示をし、JR某駅前にS金融業の事業を開業させた。他方、Xは、家族の生活や子の入学金のために200万円ほど必要になり、いくつかの銀行に融資の依頼をしたが、いずれも拒否された。Xは、電信柱に貼ってあったS金融業の「あなたに必要なお金をお貸しします。」のチラシを思い出し、S金融業に融資の依頼をしたところ、SはXの窮状を察して快く応じてくれるという。しかし、Xは返済条件である利息(金利)が高いように感じたので、親友のQに尋ねたところ、Qは「慎重に考えた方がいいよ。」などと答えてくれた。しかし、Xは、Sから借りることとし、Sとの間で契約を結び、必要額の金銭を受領した。1年後、Xは、借金は返さなければいけないと考え、金を何とか工面し、弁済期に、約束通りSに返済した。この場合において、以下の設問に答えなさい。なお、ここに登場するX、A、S、Qはいずれも成年者で判断能力があるものとする。

### 設問

Xは、返済金の全部または一部を返還してもらうために、民事訴訟を提起したいと考えている。本件においてどのような事実関係が認められれば、民法上どのような論理でどのような結論を導くことができるか。どのような請求ができるかを簡潔に記したうえで、事実関係の概要、法的判断及び結論を述べなさい。なお、請求が複数考えられる場合には、そのそれぞれについて、請求内容並びに上記及びについて述べなさい。(配点：25点)



## 刑 法

甲は、千葉市所在の会社で外回りの営業を担当している夫 A、長男 C（3 歳）と 3 人で、千葉市内のマンションに暮らしている。ある日の昼過ぎに、甲の高校時代の友人 D から「会って話したい」という電話があり、甲は家に近い JR 駅前の喫茶店に出かけることにした。この日、A は会社に出ていて、家には C が一人に残されることになったが、C は 2 時間程度の留守番ならばアニメ・ビデオを見ながら静かにできるようにになっていたため、甲は C に好物のチョコレートと牛乳の置いてある場所を教えて、午後 2 時ころ出かけて行った。

甲と D は、喫茶店で昔話に花が咲き、あっという間に 1 時間が経ってしまった。「そろそろ帰って、C におやつを出すわ。」と言う甲に対し、D は「あら、今日これから、東京でクラス会があるのを知らなかったの？」と答えた。クラス仲間のほか、担任だった恩師も出席するという話を聞いて、甲はどうしてもクラス会に出席したくなかった。D から「ご主人が外回りしているのだから、昼間は何度か家に立ち寄ってもらって C ちゃんの様子を見てもらい、夕方はいつもより 1 時間早く、6 時ころ帰宅してもらえばいいじゃないの。」と言われて、すっかりその気になった甲は、夫 A の携帯電話に電話をかけて、そのように頼むことにした。実は、A はこの日、携帯電話を自宅に置き忘れて出勤しており、しかも会社で上司から大阪出張を命じられて、すでに新幹線で大阪に向かっているところであった（急な出張は、月に 1 回程度あった）。そのことを知らない甲は、A が電話に出ないことも「多分、忙しいのだろう」と考えるのみで、また少ししてから電話をすることにして、D と共に JR 線で、クラス会の開かれる東京に向かった。

午後 4 時ころ東京のクラス会会場に着いた甲は、改めて A の携帯電話に電話をかけた。ほぼ同じころ、A も大阪に着いて、公衆電話から自宅に電話をした。どちらの電話も繋がるべくもなかったが、それぞれ忙しいのだろうと、余り気にしなかった。A は、甲の携帯電話に電話をしようとも考えたが、甲の携帯電話番号は自分の携帯電話に記録してあるだけで、ほかにメモしていなかったため、番号がわからず、そのままにした。他方 C は、チョコレートを全部食べてしまい、そろそろ母親が恋しくなったところに、家の電話や A が忘れた携帯電話が何度も鳴ったため、不安になり、家の中をうろろう歩き回り、「ママー」と泣きながら玄関の扉を叩いたりしたが、防音性能が高いマンションであったため、C がいつも遊びに行っている隣家に気付かれることもなかった（なお、甲のマンション



は防音機能のほか防犯機能も充実しており、ピッキングに強く、管理会社が保管するマスターキー以外では決して開かない高性能のドア錠などを備えていた。)

甲のクラス会は午後 6 時ころ終わったが、ワインを飲んで陽気になった甲は、「二次会に行こう」と自分から言い出し、2 時間ほど二次会で飲んだ後、午後 8 時ころに東京駅を出発する JR 線で帰宅しようとした。ところが、人身事故が相次いだため電車が止まり、甲が帰宅できたのは翌朝の午前 5 時ころであった。その間、1 時間おきに自宅に電話をしたが、もとより繋がることはなかった。

C は、甲のクラス会が続いているころは玄関扉、ベランダに出るガラス扉、家具などを叩いて手が赤く腫れ上がるほどであったが、甲が二次会で飲み始めたころには、空腹と泣き疲れで眠ってしまっていた。

以上の事例における甲の罪責を論じなさい(特別法違反の点を除く)。とくに、甲のどの時点のどの行為について検討しているのかを明示しつつ、論じなさい。

(配点：25 点)